

千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表事業実施要綱

平成18年4月28日制定
平成21年6月10日改正
平成22年7月8日改正
平成24年4月1日改正
平成25年4月8日改正

(目的)

第1条 この事業は、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）及び介護サービス情報の公表（以下「情報公表」という。）により、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱（要綱を受けて定める各種規程を含む。）において使用する用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 福祉サービス

社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉サービスのうち、県が第三者評価の評価対象としているサービス。

(2) 介護サービス

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービスのうち、介護サービス情報の報告及び公表が義務付けられているサービス。

(3) 第三者評価

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公平・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

(4) 情報公表

介護サービス事業者が介護サービス情報を報告し、県が事業者の調査を行い、情報公表センターが介護サービス情報を公表すること。

(5) 評価機関

県の認証を受けて第三者評価を行うことができる機関。

(6) 情報公表センター

介護保険法に規定する指定情報公表センターで、県の指定を受けて情報公表に係る介護サービス情報の報告を受け公表を行うことができる機関。

(7) 評価調査員

県が定める資格基準を満たし、養成研修を修了したうえで、評価機関に所属し、第三者評価を行うことができる者。

(8) 調査員

介護サービス事業者に対して、情報公表に係る調査を行うことができる県の職員。

(推進組織)

第3条 県は、第三者評価・情報公表事業の推進組織として、千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するものとする。

(評価機関の認証及び情報公表センターの指定)

第4条 県は、別に定める認証基準を満たす申請に基づき、評価機関を認証するものとする。

2 県は、別に定める指定基準を満たす申請に基づき、情報公表センターを指定するものとする。

(評価調査員及び調査員)

第5条 評価調査員は、別に定める資格及び経験を有した組織運営管理部門、又は福祉サービス部門の者とし、県の定める継続研修を受講するものとする。

2 調査員は、別に定める規程により、介護サービス情報調査員証の交付を、知事から受けるものとする。

(第三者評価及び情報公表の手法)

第6条 第三者評価の手法は、以下のとおりとする。

(1) 評価機関と事業者の契約及び評価手法

ア 評価機関は、受審を希望する事業者（以下「受審事業者」という。）との契約により評価を実施するものとする。

イ 評価機関は、書面調査と訪問調査を実施し、受審事業者の評価を行うものとする。

ウ 評価機関は、県の推奨する評価項目を用いるものとする。

(2) 書面調査

ア 書面調査は、事業者調査及び利用者調査とする。

イ 評価機関は、事業者調査票及び利用者調査票を受審事業者に送付するものとする。なお、電子データの送受信をもって、替えることができるものとする。

ウ 受審事業者は、評価基準に基づき事業者調査票を記入し、評価機関に返送するものとする。

エ 受審事業者は、利用者調査票を利用者に配布し、記入内容が受審事業者にわからないよう配慮して、評価機関に返送するものとする。

オ 利用者調査は、自筆することができない利用者等に配慮し、評価機関と受審事業者の協議により、調査項目の聞き取りや家族等へのアンケート調査をもって、代えることができるものとする。

(3) 訪問調査

ア 評価機関は、事業者調査及び利用者調査の集計・分析結果を踏まえて、訪問調査を実施し、評価基準に基づき受審事業者の組織運営やサービスの実施状況を確認し、検証するものとする。

イ 訪問調査は、組織運営管理部門及び福祉サービス部門各1名以上、合計2名以上の評価調査員が実施するものとする。

(4) 評価結果の報告

評価結果の取りまとめは、評価調査員の合議で行い、評価結果を県に報告するものとする。

(5) 評価結果の公表

県は、報告された評価結果をホームページにより公表するものとする。ただし、受審事業者の同意が得られなかった旨、評価機関から報告を受けた場合など特段の事情がある場合には、公表を行わないものとする。また、評価機関は、報告した評価結果を独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAMNET」に掲載し、公表するものとする。

(6) 費用負担

評価費用は、受審事業者の負担とする。なお、評価費用は、評価機関が認証を受けるにあたって提出した利用料金表に基づき契約により定めるものとする。

2 情報公表の手法は、以下のとおりとする。

(1) 調査指針の作成及び公表

県は、介護保険法等に基づく調査の実施に関する指針（以下「調査指針」という。）を作成し、公表するものとする。

(2) 計画の作成及び通知

ア 情報公表センターは、介護保険法等及び調査指針に基づき、報告事務及び公表事務に関する計画を一体のものとして作成した介護サービス情報公表計画（以下「情報公表計画」という。）の原案を作成し、県に提出するものとする。

イ 県は、情報公表センターから提出された原案をもとに、情報公表計画を作成し、情報公表センターに通知し、公表するものとする。

ウ 情報公表センターは、情報公表計画に基づき、報告事務に関する計画を介護サービス事業者に通知するものとする。

エ 情報公表センターは、情報公表計画に基づき、介護サービス事業者に対して介護サービス情報に関する調査票等（介護保険法等に基づく基本情報、運営情報及び任意報告情報を記入する帳票又は電子データ。）を送付するものとする。

(3) 情報の報告

介護サービス事業者は、送付された調査票等に記入し、自らの介護サービス情報を情報公表センターに報告するものとする。

(4) 調査の実施

調査は、調査指針に基づき、調査員が実施するものとする。

(5) 調査結果の報告

県は、調査結果を情報公表センターに報告するものとする。

(6) 情報の公表

情報公表センターは、第3号又は第5号の規定により報告を受けた介護サービス情報を、公表事務に関する計画に基づき、公表するものとする。

(評価調査員に対する研修)

第7条 県は、評価調査員及びその候補者に対して、必要な研修を行うものとする。ただし、研修の全部又は一部を県が指定する者に委託して実施することができるものとする。

2 県は、国の政省令及び指針等に基づき、推進会議の助言を受けて、研修のカリキュラムを策定するものとする。

3 評価機関は、所属する評価調査員に対して定期的な研修機会を確保するものとする。

(第三者評価・情報公表に関する普及及び啓発)

第8条 推進会議は、第三者評価・情報公表事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及及び啓発を行うものとする。また、情報公表については、情報公表センターが主体となり普及及び啓発を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月8日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日までに改正前のこの要綱（要綱を受けて定める各種規程を含む。）の規定に基づき実施されたものについては、なおその効力を有するものとする。
- 3 平成24年3月31日までに介護サービスの提供を開始した介護サービス事業者で、平成24年4月1日以降に介護サービス情報の報告及び公表を新規に希望した者については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 手数料は、当該介護サービスの提供を開始した日現在の県の使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）に規定する公表手数料を、情報公表センターに納付するものとする。
 - (2) 情報公表の手法は、第6条第2項によるものとする。ただし、同項第6号に規定する情報の公表については、前号に規定する公表手数料の納付確認後に行うものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月8日に施行し、平成25年4月1日から適用する。